島根県監査委員公表第５号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第６項の規定に基づき、島根県知事から令和７年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和８年10月30日

島根県監査委員　吉　野　和　彦
同　福　井　竜　夫
同　藤　井　洋　一
同　森　脇　俊　樹

令和７年度　包括外部監査結果報告書における指摘・意見について

１　包括外部監査の特定事件

防災に係る事業に関する財務事務の執行について

２　包括外部監査の結果に基づく措置等

次のとおり

令和７年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

指摘事項・意見	対応方針・措置状況
No.1　落石対策事業 **【意見】** **（ア）土砂災害対策道路事業補助（災害防除）外事業について、交付金の執行に当たり、チェックシートへのチェック漏れがないようにすることが望ましい（意見１）** 「交付金事務等適正化のためのチェックシートについて（通知）」において、交付金の執行に当たり、交付金責任者及び契約業務課は、チェックシートの項目を確認し、その状況を記録するとの記載がある。 しかし、補助・交付金事務チェックシートにおいて責任者のチェック漏れが検出された。事情について確認したところ、チェックを失念したという回答を得た。 今後は、チェックシートを用いた確認を責任者が行うことが望ましい。	**（県央県土整備事務所）** 決裁時にチェックシートに付箋をつけ、チェック漏れが生じないよう実施している。
No.2　冬道バリアフリー事業 **【指摘事項】** **（ア）凍結防止用散布剤及び融雪用散布剤の購入事業について、実地棚卸を行うべきである（指摘１）** 凍結防止用散布剤及び除雪用散布剤（以下「各種散布剤」という。）については、県より一般競争入札にて落札した業者（以下「落札業者」という。）へ注文を行っている。散布業務を行う事業者（以下「散布業者」という。）が各種散布剤が必要となった際には県へ注文し、落札業者から散布業者へ直接各種散布剤を納入している。 現在、散布業者が保管する各種散布剤については、県側で散布業者の保管にかかる在庫量を集計し、帳簿上の記載内容と照合する作業（以下「実地棚卸」という。）を行っていない。 また、納品書はあるが、実際納品書と同数が納品されたのかの確認は県側で行っていない。そのため、落札業者と散布業者で万一実際の納品数量と異なる数量の納品書が作成されたとしても確認する手立てがない。 実際に、作業報告書上にて確認できる散布業者に存する前年度期末の各種散布剤数量と次年度期首の各種散布剤数量が一致せず、次年度期首数量	**（道路維持課（松江・雲南・県央・浜田県土整備事務所））** 納品書と写真により納品数量を確認することとし、仕様書に納品時写真撮影することを明記する。 また、県においても、在庫管理を行うよう除雪会議等で周知していく。

が前年度期末数量を下回る業者が浜田県土整備事務所にて１件生じていた。理由については最後の作業報告で、使用後の在庫量について誤記していたとのことであった。この件についても実地数量を確認していないため、後からどのような説明もできることになってしまう。 　以上の理由から、各種散布剤については、最低限、県側でも実地棚卸を行うべきである。	
【意見】 **（ア）凍結防止剤散布業務事業の起案用紙に適切な紙決裁理由を記載することが望ましい（意見２）** 　松江県土整備事務所の起案用紙については、電子決裁ではなく紙で決裁されている。この点に関し、起案が紙決裁された理由として、秘匿性が高く閲覧制限が必要であるとされていた。担当者に確認したところ、実際には電子決裁ではチェックが困難であるという理由で紙決裁が行われていたと判断した。 　今後は、適切な紙決裁理由を記載することが望ましい。	**（松江県土整備事務所）** 　適切な紙決裁理由を記載するよう周知した。
（イ）除雪関連業務について、当初契約時の単価算定を実態に合わせたものとすることが望ましい（意見３） 　除雪及び凍結防止剤の散布業務について、当初契約時の除雪単価は、道路除排雪積算基準（以下「当基準」という。）によって算出している。当基準における諸経費率は作業量が多くなり、それに伴って工事金額が多くなるほど低くなる計算になっている。 　除雪会議において、当該諸経費率は最も高い率もしくは過年度の実績を踏まえて想定される運転時間により算出した直接工事費に応じて定まった率とされている。そのため、当初契約時に想定された距離よりも除雪及び散布距離が長くなり、直接工事費が多額になった場合には、諸経費率も含めた１キロメートル当たりの単価が低くなり、減額変更が発生する事象が発生している。 　この状況は、選定業者からみると、当初想定よりも長い時間出動した場合にかえって除雪単価が減額となることとなり、出動へのインセンティブとはならない。また、そもそも除雪及び凍結防止剤散布業務が随意契約とされている理由は、前記のとおり当該土地及び除雪機械操作に精通した限られた業者を安定して選定する必要性にあるとこ	**（道路維持課）** 　除雪単価の積算については、国の積算基準に基づいているため、変更することは困難である。 　なお、当初契約時の想定よりも作業時間が増となった場合には、適切に作業費を支払っている。

ろ、前記のような単価減額変更の実態はかかる限られた業者から年度契約を断られるリスクを招き、円滑な除雪の実施が阻害されて道路の通行止めが発生するなどの可能性がある。 以上を踏まえると、当初契約時の単価算定については、できる限り過年度の実績を踏まえて想定される運転時間により算出した直接工事費に応じて定まった率によって行い、当初契約を減額変更が発生しにくいものとすることが望ましい。	
（ウ）除雪車両等購入事業について、除雪車両及び部品の保管方法を見直すことが望ましい（意見４） 除雪車は、某所高架下に保管されている。某所は無人であり、フェンスが設けられ施錠がなされ、その上で除雪車の鍵は松江県土整備事務所にて保管している。また、除雪車に取り付けるブレードやウェイトはフェンス内に野積みされている。 しかしながら、防犯カメラは設置されておらず、フェンスについても乗り越えた場合に感知できるシステムなどは備えつけられていない。 除雪車は一台で5,000万円を超えるものもある高額な有価物であるし、ブレード等についても盗難被害が発生すればいざ必要な時に使用できないという事態が生じかねない。 部品を狙った盗難対策のため、除雪車両及び部品の保管方法を見直し、防犯のための仕組みを構築することが望ましい。	**（道路維持課）** 盗難対策として、防犯カメラの設置を検討する。
No.4　河川・海岸計画 **【指摘事項】** **２（ア）変更契約により業務委託料が減額され、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の４を超える場合に前払金を超過した場合の返還を免除するに当たっては、契約書に従い「超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況から見て著しく不適当であると認められる」かどうかを適宜の方法により確認すべきである（指摘２）** 本件では、当初契約では17,248,000円とされていた業務委託料が、第４回変更契約により11,800,800円へと減額されている。これは当初緊急性の高い２カ所に絞って測量設計業務を実施しようとしたところ、国から全体的な検討をしてほしい旨の指摘を受け、変更することになったもののようである。	**（土木総務課（浜田県土整備事務所））** 本件のように前払金が変更契約後の金額以下であれば、精算額は変わるものの最終的な支払額に影響はなく、精算時期が近いことで事務処理が煩雑になることや返還されないリスクも考慮して、返還免除としていた。 一方で、ご指摘のとおり契約条項に規定されていることから、これに基づき、今後は返還すべき超過額を定める場合、契約書の「返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるとき」に該当するか、個別案件ごとに具体的に認定し定めることを検討していく。

本件の当初契約（土木設計業務等委託契約書）の第 33 条６項において、「受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の 10 分の４を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から 30 日以内に、その超過額を返還しなければならない」とされている。他方で、同条８項では「第６項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める」とされ、一定の要件を満たす場合に協議によって免除を行う余地を残している。

そして、本件では受託者に対して前払金の支払が行われていたところ、当該受領済み額は前記減額後の業務委託料の 10 分の４を超えていたため、超過相当額である 453,680 円の返還が必要な状態となっていた。これに対し、本件では精算変更より 30 日以内に完了検査を実施するという理由で返還すべき超過額を０円として返還免除することが行われていた。

この点、かかる返還の免除を行うためには前記のとおり①超過額が相当の額に達していること、②返還することが前払金の使用状況から見て著しく不適当であること、が要件とされている。超過金については返還が原則であり、その免除は例外的な処理であることを踏まえると、免除を行うためには、前記２要件について、具体的な事実に基づいた具体的な認定･判断がなされる必要がある。

しかし、担当者によれば、使用状況の確認のプロセスが県にはないため、使用状況は確認しておらず、人件費がほとんどなので期末までに使っているだろうと推定し、土木総務課に確認の上免除とした、とのことであった。すなわち、前記２要件について、具体的な事実の確認・認定を行わないままに、免除を決めていた。

かかる免除は、契約書の定める免除のスキームを逸脱するものであり、合規性の観点から大いに問題がある。超過金の返還免除を行う際には、契約書に従い「超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況から見て著しく不適当であると認められる」かどうかを適宜の方法により確認すべきである。

なお、本件では、変更前後の業務内容が同一性を大きく欠くほどに変更されており、本来別契約とすることが相当であったものと思料されること

を付言する。	
【意見】 **１（ア）変更契約締結の際、送付した変更協議書の写しを記録に編綴することが望ましい（意見５）** 変更契約を締結する際には、①変更協議書により受注者と協議し、②協議成立の上は変更契約書により変更契約を締結する、という事務処理の流れとなっている。 この点、本事業における変更契約の記録には、受注者へ送付した①の変更協議書の写し（控え）が編綴されていなかった。受検者（河川課）から契約事務を担当している土木総務課建設産業対策室に確認したところ、変更協議書自体は受注者に間違いなく送付しているが、送付の際に控えを取っていないとのことであった。また、送付日等の記録も取っていないとのことであった。元々は、協議書の原本が県の方へ戻ってくる事務フローだったところ、処理の変更で戻ってこなくなったという事情があったようである。 変更協議書自体は、変更契約書が締結されれば、必須の書類とまでは言えないかもしれないが、契約の締結過程を示すものであり、契約内容の解釈を巡るような法的紛争になった場合に書証としての価値を有するものである。控えを残さないこと自体が合規性違反とはいえないものの、かかる変更協議書の法的性質を考慮すると、控えを取った上で記録に編綴しておくことが望ましい。	**（河川課）** 変更契約締結の際は、変更伺に変更協議書（案）も併せて伺い、決裁後はこの案文に施行日を記載する取扱いとしており、同内容の書類であることから記録としての協議書（写し）の添付は不要としている。
２（ア）変更契約締結の際、送付した変更協議書の写しを記録に編綴することが望ましい（意見６。意見５と同旨） 変更契約を締結する際には、①変更協議書により受注者と協議し、②協議成立の上は変更契約書により変更契約を締結する、という事務処理の流れとなっている。 この点、本事業における変更契約の記録には、受注者へ送付した①の変更協議書の写し（控え）が編綴されていなかった。受検者（河川課）から契約事務を担当している土木総務課建設産業対策室に確認したところ、変更協議書自体は受注者に送付しているが、送付の際に控えを取らない運用としているとのことであった。 変更協議書自体は、変更契約書が締結されれば、必須の書類とまでは言えないかもしれないが、契約の締結過程を示すものであり、契約内容の解釈	**（浜田県土整備事務所）** 変更契約締結の際は、変更伺に変更協議書（案）も併せて伺い、決裁後はこの案文に施行日を記載する取扱いとしており、同内容の書類であることから記録としての協議書（写し）の添付は不要としている。

を巡るような法的紛争になった場合に書証としての価値を有するものである。控えを残さないこと自体が合規性違反とはいえないものの、かかる変更協議書の法的性質を考慮すると、控えを取った上で記録に編綴しておくことが望ましい。	
No.5　中小河川の改修事業 **【意見】** **（ア）変更契約締結の際、送付した変更協議書の写しを記録に編綴することが望ましい（意見７。意見５と同旨）** 変更契約を締結する際には、①変更協議書により受注者と協議し、②協議成立の上は変更契約書により変更契約を締結する、という事務処理の流れとなっている。 この点、本事業における変更契約の記録には、①の変更協議書の写し（控え）が編綴されていなかった。担当者に確認したところ、変更協議書自体は受注者に間違いなく送付しているが、送付の際に控えを取っていないとのことであった。 変更協議書自体は、変更契約書が締結されれば、必須の書類とまでは言えないかもしれないが、契約の締結過程を示すものであり、契約内容の解釈を巡るような法的紛争になった場合に書証としての価値を有するものである。控えを残さないこと自体が合規性違反とはいえないものの、かかる変更協議書の法的性質を考慮すると、控えを取った上で記録に編綴しておくことが望ましい。	**（県央県土整備事務所）** 変更契約締結の際は、変更伺に変更協議書（案）も併せて伺い、決裁後はこの案文に施行日を記載する取扱いとしており、同内容の書類であることから記録としての協議書（写し）の添付は不要としている。
No.6　ダム建設事業 **【意見】** **（ア）変更契約を認めるか否かを判断するに当たっては、「建設工事に係る変更契約ができる範囲と随意契約の取扱いについて（通知）」（令和５年３月 17 日付け土総第 924 号）の定める基準を厳格に運用することが望ましい（意見８）** 波積ダム建設事業ダム管理用道路等整備その２工事では、当初の請負契約金額が、5,005,000 円であったが、令和７年３月 25 日の変更契約において 8,037,700 円が増額され、総額 13,042,700 円となっている。工事の完成日は、令和７年３月 27 日であり、完成日の２日前の変更契約により当初契約金額の約 1.6 倍の増額が行われていたこととなる。 担当者からの聞き取り及び変更理由書によると、ダム下流道路入口にダムを訪問した者が誤っ	**（浜田河川総合開発事務所）** 本件の水路利用の確保について、本工事対象のダム管理用道路沿いには近隣住民所有の（用）水路が敷設されており、ダム建設時に工事車両が破損させた箇所が確認されたため、ダム工事関連の本工事により修繕対応を行ったものである。 本破損箇所は本工事中に新たに確認され、修繕は耕作期前の早期に対応すべき内容であり、分離して再発注することが困難と判断し本工事で追加施工を行った。 変更契約自体は完成日の２日前であり駆け込み締結の疑念も生じさせているが、追加工事については施工前の適切な時期に請負者と書面（工事打合簿）を取り交わした上で施工している。

てダム本体に近づかないよう安全のために門扉を設置すること（直接工事費用として約 1,200,000 円増)、ダム本体工事による道路損傷個所の修繕をすること（直接工事費用として約 1,000,000 円増)、その他各工種について現地に適合するよう変更すること、が増額変更契約の理由であった。

門扉の設置及び道路修繕の直接工事費用を除くと約 5,800,000 円がその他各工種について現地に適合するための費用となる。一方、その他各工種の具体的内容は、道路修繕箇所の近隣住民からの要望による修繕、水路利用の確保、工事開始時には予測できなかった追加工事による増加費用等が該当するとのことであった。

担当者によれば、これらの費用をまとめて、令和７年３月 25 日付け変更契約において増額を行ったとのことである。

ところで、島根県が行う公共工事に関しては、「建設工事に係る変更契約ができる範囲と随意契約の取扱いについて（通知)」(令和５年３月 17 日付け土総第 924 号（以下、「本取扱い」という。))において変更契約ができる範囲の取扱いを定めている。

本取扱いでは、下記のように定められている。

１．変更契約ができる範囲

①当初契約金額が 4,000 万円未満の場合

追加工事費が当初金額の 30％に相当する額未満の場合とする。

追加変更工事費がこれを超える場合には、原則として別途契約とする。

ただし、現に施工中の工事として分離して施工することが著しく困難なものはこの限りでない。

②当初契約金額が 4,000 万円以上の場合

追加変更工事費が、当初契約金額の 50％に相当する額未満で、かつ、5,000 万円未満の場合とする。

追加変更工事費がこのいずれかを超える場合には、原則として別途契約とする。

ただし、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものはこの限りでない。

２．適用に当たっての留意事項

この措置の運用に当たっては、中小建設業者の受注機会の確保に努めるとともに、請負業者の施工能力及び専任技術者の状況等技術力を勘案して、適正な工事の施工が確保されるよう十

施工中工事と分離発注が困難な場合等でただし書き運用が必要かどうかについては、今後も現場状況等を十分考慮し、引き続き厳格に判断していく。

本工事においては主に３つの追加工事を行っている。
・門扉工事（R6.12 指示）
・市道補修（R7.2 指示）
・(用）水路利用の確保（R7.2 指示）

分配慮すること。
　また、変更契約に当たっては当初の請負歩率が基となるので、安易に変更することにより、受注者へ過度の負担を強いることのないよう、十分に留意すること。

本取扱いは、過去の変更契約と随意契約のできる範囲の取扱いに関する複数の通知では、一部に解釈の不明瞭な部分があったため、改めて過去の通知をまとめて変更契約ができる範囲を定めたものと解される。

上記事業については、本取扱いに基づいて変更契約の可否が判断されているところ、当初契約金額が約5,000,000円であるから、変更契約の可否を画する基準となる30％に相当する金額は1,500,000円となる。したがって、約8,000,000円の追加費用が発生する工事は、本来変更契約ではなく別途契約とすることが必要である。もっとも、ダム下流入口に門扉を設置することや道路修繕工事は、当該現場で行われるべき工事であり、「現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なもの」に該当すると考えられるので、本取扱い１.①ただし書きにより変更工事とすることが認められるであろう。

しかし、その他各工種は、近隣住民の要望であり、水路利用の確保であるから、明確に関連性がないと否定までするものではないが、そもそもダム工事との関連性を検討したものであるのかについて疑問を抱かざるを得ない。

また、上述したように、変更契約は、完成日の２日前であり年度末の直前でもある令和７年３月25日に行われている。加えて、変更理由書には、「本年度でダム下流道路工事を完了させる必要がある」との記載もある。

これらの諸事実は、上記事業の変更契約は、年度末までに駆け込みで締結するために行われたものではないか、という疑問を抱かせるものである。

かかる運用が可能となっているのは、本取扱いのただし書きが便宜的に使われていることが原因となっているものと思われる。

以上を踏まえると、本取扱いの適用に当たっては、本来の工事にそもそも必要な工事であるのか、を判断し、そして、必要な工事であった場合にただし書きを厳格に判断することが望ましい。

なお、特に土木工事を含む公共工事においては、工事を開始してみなければ、実際の状況を詳細に

把握して、対策を立てることが困難な場合が多々あり、当初の工法から大きく変更することが必要となることは容易に想定できる。そして、その結果、変更契約が必要となる場合を否定するものではない。しかし、今回の監査において、他の公共事業においても多数の変更契約が行われていたことに鑑みて、改めて本取扱いの厳格な運用を促すことが相当と思料し、上記の意見を述べるものである。	
No.7　河川維持修繕事業 **【指摘事項】** **１（１）（ア）変更契約の締結は、変更協議成立後に行うべきである（指摘３）** 本件では、令和６年７月 25 日に変更契約が締結されている。変更契約締結に至る事務フローとしては、①変更協議書に基づいて受注者と協議し、②協議が成立したら変更契約書を調印する、という流れで進めることが一般であり、本件でもその流れを前提として決裁がされている。 しかし、本件では、変更契約書調印の約１週間後の８月１日付の変更協議書が作成されており、①を経ずして②の手続がなされている。 これは、前記事務フローを前提とした決裁に反するものであり、合規性の観点から問題がある。また、変更協議書は、将来変更契約の内容を巡って紛争が生じた際に、契約締結過程や変更契約の正当性を立証するための資料となる性質のものであるところ、契約書調印後に作成された変更協議書では変更契約締結時に存在しない以上、変更契約締結時の合意内容等を立証する資料としての価値は極めて低いと言わざるを得ず、本来企図される機能を果しえないこととなる。 したがって、変更契約の締結は、変更協議が成立した後に行うべきである。	**（松江県土整備事務所）** 変更契約の締結は、変更協議が成立した後に行うよう、変更契約締結に至る事務フローの遵守について周知する。
２（３）（ア）作業完了報告書の日付を監督職員が記入すべきではない（指摘４） 本事業に基づく令和６年４月 22 日付指示（第９号）において、受注者が記入すべき作業完了報告書の報告日付欄の数字と、監督職員が記入すべき業務完了確認報告欄の報告日付欄の数字の字体が酷似しているのが見受けられた。 担当職員に確認したところ、職員が当該書類を受領した際に受注者が記入するべき欄が空白だったので、担当職員が補充したとのことであった。	**（雲南県土整備事務所）** 建設工事又は委託業務の執行に伴う受注者からの報告等についてチェックを徹底し、日付の記載漏れなど不備のある報告書は受注者に修正を求める。

しかし、作業完了報告書の提出日付について、報告書の作成者でもない上、当該作業完了報告を確認すべき立場にある監督職員が補充することはおよそ想定されていない。 今後は、作業完了報告書の日付を監督職員が記入すべきではない。	
２（４）（ア）作業完了報告書の日付を監督職員が記入すべきではない（指摘５。指摘４と同旨） 本事業に基づく令和７年１月 20 日付指示（第 19 号）において、受注者が記入すべき作業完了報告書の報告日付欄の数字と、監督職員が記入すべき業務完了確認報告欄の報告日付欄の数字の字体が酷似しているのが見受けられた。 担当職員に確認したところ、職員が当該書類を受領した際に受注者が記入するべき欄が空白だったので、担当職員が補充したとのことであった。 しかし、作業完了報告書の提出日付について、報告書の作成者でもない上、当該作業完了報告を確認すべき立場にある監督職員が補充することはおよそ想定されていない。 今後は、作業完了報告書の日付を監督職員が記入すべきではない。	**（雲南県土整備事務所）** 建設工事又は委託業務の執行に伴う受注者からの報告等についてチェックを徹底し、日付の記載漏れなど不備のある報告書は受注者に修正を求める。
２（４）（イ）作業実施よりも前に作成された作業完了報告書に基づいて業務完了確認をすべきではない（指摘６） 本事業に基づく令和６年 12 月 16 日付指示（第 17 号）に関して、実施年月日が令和７年１月 10 日、完了年月日が令和７年１月 18 日であるにもかかわらず、それらより前の日付の令和７年１月９日付で作成された作業完了報告書が提出されていた。 担当者によれば、１月 19 日と書くべきところを誤って９日としてしまったのではないかとの説明であった。しかし、監督職員の完了確認報告欄の日付も１月９日となっており受注者記載の日付と合致していることを考えると、２者ともが誤記をする可能性は低く、実際に１月９日付で作業完了報告・業務完了確認報告がなされていると考えるのが自然である。 本来、実際に作業が実施・完了する前に係る報告がなされた上で、その確認報告がされるということは、明らかに合規性の観点から問題がある。 今後は、作業実施よりも前に作成された作業完了報告書に基づいて業務完了確認をすべきではな	**（雲南県土整備事務所）** 建設工事又は委託業務の執行に伴う受注者からの報告等についてチェックを徹底し、日付の誤記や記載漏れなど、不備のある報告書は受注者に修正を求める。

い。	
【意見】 **１（６）（ア）作業完了報告書の内容が検証できるような資料の添付を受託者に求めることが望ましい（意見９）** 本事業に基づく令和６年８月 12 日付業務委託に関する指示書（第 43 号）記載の玉湯川の鯉の死骸の撤去業務に関し、受託者の作業完了報告書では、軽トラックとダンプトラックを使用した旨の報告がなされている。しかし、添付資料の業務施工写真では、ダンプトラックは一切出てきておらず、ダンプトラックを実際に使用したかどうかが判断できないものとなっていた。 担当者において受託者に確認したところ、ダンプトラックを使用したことは間違いないとのことであるが、ダンプトラックが出てこない写真のみが提出されていることは報告資料として不十分と言わざるを得ない。また、当時の担当者として、そのことに思いが至らなかったことは不相当と言わざるを得ない。 今後は、作業完了報告書の内容が検証できるような資料の添付を受託者に対して求めることが望ましい。	**（松江県土整備事務所）** 作業完了報告書の内容が検証できるような資料の添付を受託者に対して求める。
２（５）（ア）押印が必要な書類に押印がなされているかどうかの確認を正確に行うことが望ましい（意見 10） 受託者からの作業完了報告書に、受託者印が押印されていなかった。 この点、作業完了報告書への押印については、令和６年５月１日の入札公告日以降の業務から押印が廃止される運用となっている（令和６年４月９日付河第 21 号）。しかし、本事業の入札公告日（指名通知日）は、令和６年１月 30 日であり、前記押印廃止の運用の適用はなく、契約書上、作業完了報告書への押印が必要である。 したがって、作業完了報告書に押印がなされていないことは、合規性の観点から問題があると言わざるを得ない。押印が必要な書類に押印がなされているかどうかの確認を正確に行うことが望ましい。 なお、前記のとおり、作業完了報告書への押印自体は既に廃止されていることを踏まえ、指摘とはせず、意見にとどめたものであることを付言する。	**（雲南県土整備事務所）** 押印が必要な書類を再度確認するとともに職員に周知する。

２（６）（ア）作業完了報告書に日付の記載漏れがないように徹底することが望ましい（意見 11） 本事業に基づく業務委託指示（第１号）に関する作業完了報告書において、監督職員の完了確認報告欄に確認の日付が記載されていないものがあった。担当者に確認したところ、記載漏れとのことであった。 完了確認はできるだけ早期になされることが望ましく、それがいつなされたかという時的要素は、事後的な検証の際に極めて重要となる。 したがって、今後は、作業完了報告書に日付の記載漏れがないように徹底することが望ましい。	**（雲南県土整備事務所）** 完了日の記載については、担当者だけでなく、決裁ラインにおいてチェックを徹底する。
No.10　河川管理事業 **【指摘事項】** **（ア）河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱を改正し、参加人数を確認できる資料の提出を交付の要件とすべきである（指摘７）** 河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱によれば、本事業は、「ハートフルしまね」活動団体が①河川において草刈りを実施した際に、A）一人活動時間当たり 250 円（年間２回まで）及び B）材料費（上限 15,000 円）相当額の交付金を交付し、②河川において清掃等の美化活動を実施した際に材料費（上限 15,000 円）相当額の交付金を交付する事業である。 上記のとおり、①については、参加人数を基準として交付金が設定されるスキームとなっている。この点、交付金申請の際には参加人数を申請することとなっているが、人数に関する添付資料としては「活動中の写真（２枚程度）」が求められるのみで、正確な参加人数が把握できる疎明資料の添付は求められていない。 他方、雲南県土整備事務所においては、独自の工夫として、交付申請及び実績報告書の中に「参加者がわかる集合写真」の提出を事実上求める運用を行い、一定程度参加人数が把握できるような対処を行っている。 しかしながら、交付申請及び実績報告書を実査したところ、集合写真がないものや、人数と時間が添付資料と整合していないもの、集合写真と参加人数や日付が食い違うものが多数見受けられた。集合写真が添付されていない申請の中には、延べ参加人数が 300 人を超えるようなものもあった。担当者に確認したところ、参加人数の確認については、要綱上求められていないことに加え、	**（河川課）** 河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱を改正し、活動日時を記載した参加者名簿や集合写真など参加者数が確認できる書類の添付を必須とし、参加人数を書類で正確に確認した上で交付する運用に改めた。

厳密な確認が難しいとの認識であった。 たしかに、事業者に同じだけの草刈業務を委託すれば、本事業費では到底賄いきれないであろうことは推認されるし、本事業がボランティアの推進事業であって交付金額も低廉であるという性質を踏まえると、厳密な人数確認までは求めないという判断もありうるところである。 しかしながら、公金を支出するに当たって、参加人数を基準とする以上は、その人数を把握できる仕組みを備えていることは不可欠であると思われる。厳密に人数を把握できるだけの資料を求めることは難しいとは思われるが、参加人数の規模感が分かる集合写真や参加者・活動日時が一覧化されたリストなどであれば、それほどの負担感なく準備が可能であるものと思料する。 よって、本事業に関しては、河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱を改正し、参加人数を確認できる資料の提出を交付の要件とすべきである。	
No.14　砂防事業 **【意見】** **１（２）（ア）変更契約締結の際には、変更協議成立後に速やかに起案・決裁を経て、変更契約を締結することが望ましい（意見 12）** 上記事業については、計４回の変更契約が行われている。第３回の変更契約は、変更協議書が令和７年１月 23 日付であるところ、変更伺の起案及び変更契約の締結が同年２月５日となっている。この点、変更協議によって成立した合意時から時間を空けずに起案・決裁を経て変更契約締結を行わなければ、その間に合意内容の新たな変更等が生じる可能性があり、再度の変更協議の実施に伴って変更契約の締結が先延ばしになる事態が生じることも懸念される。 特に、上記事業では、令和７年２月５日の第３回の変更契約を締結してから２週間後である同月 19 日に、再度完成日を変更する変更契約が締結されていた。工期までの完了の目途が立たなくなり、やむを得ず変更せざるを得なかった等の事情は考えられるが、第３回変更契約が変更協議成立後に速やかに締結されていれば、２週間の間に２回も変更契約を行うという問題も生じなかったと考えられる。 そこで、変更契約を行う際には、変更協議成立後に速やかに起案・決裁、そして契約締結を行っ	**（雲南県土整備事務所）** 変更協議成立後は、速やかに変更伺の起案をするよう周知徹底を図る。 なお、工事は常に進行しており、不測の事態により変更契約後、直ちに既契約内容と異なる状況となる可能性はあることから、短期間で続けて契約変更の必要が生じる場合がある。

ていただくことが望ましい。	
１（14）（ア）起案・決裁を経て契約を締結する手続においては、日付の時間的前後関係に注意して書面を作成することが望ましい（意見 13） 上記事業の起案では、「決裁の上は、土地等の権利者に土地調書及び物件調書を作成・交付し、当該土地等の権利者と用地交渉を行い、交渉が妥結したときは、契約を締結し、管轄登記所に登記の嘱託をしてよろしいか。」との伺い文がある。これは、決裁によって内部的意思決定が完了するのであるから、その決裁後に、物件調書を作成し、交付するという時間的前後関係が定められているものと考えられる。 しかし、上記事業の起案日は令和６年８月 20 日であり、決裁日は同月 26 日であるところ、物件調書の作成者（雲南県土整備事務所）の日付は同月 20 日となっており、決裁前である。したがって、前記起案時に想定された手続と本物件調書の作成時点には齟齬があるといえる。 手続の時間的前後関係は、契約締結に至るプロセスを担保するものであるので、日付についても細心の注意を払って作成することが望ましい。	**（雲南県土整備事務所）** 今後、土地調書及び物件調書の日付については、決裁日以降の日付であることを再確認する。 また、契約にかかる文書事務においては、日付の齟齬がないよう複数職員で確認する。
２（５）（ア）変更契約書の題名は、元契約の契約名の変更契約書とすることが望ましい（意見 14） 上記事業では、契約書の題名が「現場技術業務契約書」となっているところ、変更契約書は、題名が「土木設計業務等委託変更契約書」となっている。変更契約書にも「等」と記載されていることから「現場技術業務契約」を包含するものと考えることも可能ではあるが、そもそもの契約書の題名と異なる題名の契約書を作成することは、契約内容の誤認や間違いを誘発する可能性も考えられるので、相当ではない。 したがって、契約書の題名に付した契約名の変更契約書を作成することが望ましい。	**（県央県土整備事務所）** 変更契約書は建設工事事務管理システムより出力される様式であり、システム改修には費用が発生すること、ご意見のとおり「土木設計業務等委託変更契約書」の「等」で包含することが可能であることから今後も同様の取扱いとする。
No.16　急傾斜地崩壊対策事業 **【意見】** **１（６）（ア）変更契約締結の際には、変更協議成立後に速やかに起案・決裁を経て、変更契約を締結することが望ましい（意見 15。意見 12 と同旨）** 上記事業では、第２回変更契約のための変更協議書が令和６年６月５日付けで作成されているところ、変更伺の起案・決裁及び変更契約の締結は	**（松江県土整備事務所）** 変更契約締結の際には、変更協議成立後に速やかに起案・決裁を経て、変更契約を締結することとする。

令和６年７月３日に行われている。 変更協議書の作成から、変更伺の起案・決裁、そして変更契約締結まで約１か月を要した理由を担当者に確認したところ、変更協議後にも協議が成立した事項について検討を行っていたため、変更伺の起案・決裁まで時間を要したとのことである。 しかし、変更協議によって合意が成立しているのであるから、その後速やかに契約締結まで行うべきである。そうでなければ、変更協議後にも、追加の変更事由が発生した場合に、どの時点までの変更事由について合意内容であるのかが一見しただけでは不明瞭となる可能性がある。また、変更契約を行った後の近接した時期に再度変更協議を行い、変更契約を締結する手続を行うことも双方にとって事務処理上の負担がある。 以上のことからすれば、変更契約締結の際には、変更協議成立後に速やかに起案・決裁を経て、変更契約を締結することが望ましい。	
１（９）（ア）変更協議書の「契約上の工期」欄には、それぞれの欄に正確な日付を記載することが望ましい（意見 16） 上記事業の請負契約書では、契約年月日が「令和６年８月 22 日」、工期の着工が「令和６年８月 23 日」、完成が「令和７年２月 25 日」とされていた。他方、令和７年２月 10 日付け変更協議書では、「契約上の工期」の「契約年月日」欄に「令和６年８月 23 日」との記載があり、「着手年月日」欄に「令和７年２月 25 日」との記載があり、「完成年月日」欄には記載がない。なお、上記変更協議書では、履行期の変更に関する内容ではなかった。 この点、契約に関する日付は、契約成立年月日、履行期等の基準となる重要な要素である。また、変更契約においては、度々履行期の変更が行われることがあるから、日付は重要な要素である。 したがって、変更契約の内容を決定する前提となる変更協議書においても、日付は重要な要素として扱うべきであり、変更協議書の「契約上の工期」欄には、それぞれの欄に正確な日付を記載することが望ましい。	**（松江県土整備事務所）** 変更協議書に記載された内容について、日付等の間違いがないように慎重に確認を行い適正な事務処理に努める。
１（15）（ア）起案・決裁を経て契約を締結する手続においては、日付の時間的前後関係に注意して書面を作成することが望ましい（意見 17。意見 13	**（松江県土整備事務所）** 伺い文記載の手順のとおり、適正な事務処理に努める。

と同旨） 上記事業の起案では、「決裁の上は、土地等の権利者に土地調書及び物件調書を作成・交付し、当該土地等の権利者と用地交渉を行い、交渉が妥結したときは、契約を締結し、管轄登記所に登記の嘱託をしてよろしいか」との伺い文がある。これは、決裁によって内部的意思決定が完了するのであるから、その決裁後に、土地調書、物件調書及び確認書を作成し、交付するという時間的前後関係が定められているものと考えられる。 しかし、上記事業の起案日は令和６年 12 月 24 日であり、決裁日は同月 25 日であるところ、土地調書の作成者（松江県土整備事務所）及び土地所有者が作成した日付は同月 23 日となっており、決裁前である。また、土地所有者が確認書を作成した日付も、同月 23 日であり、決裁前である。したがって、前記起案時に想定された手続と本件各調書の作成時点には齟齬があるといえる。 手続の時間的前後関係は、契約締結に至るプロセスを担保するものであるので、日付についても細心の注意を払って作成することが望ましい。	また、日付に齟齬がないよう複数職員で確認する。
No.18　ブロック塀等の安全確保事業 **【指摘事項】** **（ア）完了実績報告書について、実際に収受した日付を収受日とすべきである（指摘８）** 令和６年度島根県ブロック塀等安全確保事業完了実績報告書において、建築住宅課の収受日付が完了実績報告書の提出が３月６日のところ、１月 31 日となっている。 収受日は実際に収受した日付である３月６日とすべきである。	（建築住宅課） 完了実績報告書は、完了した日から起算して 10 日以内に提出しなければならないが、本件は、市町村が１月 28 日に事業が完了したにもかかわらず、１月 31 日の日付で３月６日に提出されたものである。 本課もこのことを踏まえ遡って収受したが、今後は、適切な事務処理を行うとともに、補助事業者である市町村に対して、提出期限の徹底を図る。
No.19　常備消防体制整備事業 **【意見】** **（ア）受講者に対する効果測定後の再確認を適宜の方法で実施することが望ましい（意見 18）** 島根県消防設備士講習実施要領によれば、「効果測定の結果が一定の基準に達しない方は、再確認を実施いたします。」とされている。担当者に確認したところ、「一定の基準」について明確に定めたものはなく、結果が低い受講者には受託者が自習を促すようにしているにとどまるとのことであった。	（消防総務課） 消防設備士は全国共通の国家資格であることから、全国の自治体の状況を調査したところ、回答のあった自治体のうち、効果測定後の再確認を実施していないところが約８割で、実施している自治体においても、本県同様に自習を促すところが多数であった。 一方で、基準を設け補講を実施している自治体もあったことから、ご意見を踏まえ、その手法を参考とし、今後は本県においても、講習当日の効果測定終了後、受講者による自

	消化設備	警報設備	避難設備・消火器
受講者数	85	144	154
50 点以下の者の数	9	2	7

実際に、令和６年度の受講者の効果測定状況を確認すると、上記のとおり、達成度が 50%に満たない者が一定数存在しており、中には達成度が 25%の受講者もいた。

本講習が消防法の規定に基づくものであることを踏まえると、達成度の低い受講者に対して自習を促すだけでは消防法の趣旨を十分に達成できない恐れがある。県として、目標とすべき一定の基準を明確にした上で、その目標の程度に達しなかった受講者に対しては、自習を促すにとどまらない積極的な再確認を行うことが望ましい。

己採点を行い、正答率が半数に満たない者については、補講を行うこととする。

No.20　消防職員・消防団員活動強化事業

【意見】

（ア）広報・広告について効果測定を実施することが望ましい（意見 19）

３～６は媒体こそ異なれど、消防団への入団者を増やすための周知・イメージアップのための広報・広告に関する事業である。

担当者に確認したところ、これらの広報について、効果の検証はなされていないとのことであった。しかしながら、広報の実施においては、実施して終わりではなく、実施後の検証とその内容の次回へのフィードバックが不可欠である。

無論、媒体ごとに検証のしやすさは異なると思われる。SNS 広告については、Facebook と Instagram での広告が展開されているところ、クリック数は女性 1,109 に対して男性 414 と半分以下となっており、これらのデータを踏まえて、企図したとおりの成果となっているかの検証が必要な状況と思われる。他方、新聞・ラジオ・チラシについては、入団者へのアンケート等により、それら広報が入団のきっかけとなったかなどの確認を行うことが有益と考えられる。

以上のとおり、広報・広告の実施後に適宜の効果測定をすることが望ましい。

（消防総務課）

広告が実際に入団のきっかけとなったかどうかといった効果については、市町村担当者会議等で、実務を行う市町村担当者に確認し、意見を聞いた上で既に広報方針に反映させている。

No.23　震災、風水害等災害対策事業

【指摘事項】

（ア）防災備蓄物資について入出庫があった際には、速やかな個表への入力と併せて実地棚卸を行

（防災危機管理課）

今後は、防災備蓄物資保管数量（台帳の数量）と実際に保管している数量が一致するよ

うべきである（指摘９） 防災備蓄倉庫において、「防災備蓄物資保管数量」という表により倉庫に存する備蓄物資の数量が管理されている。実際に備蓄倉庫の現地調査を行った際に防災備蓄物資保管数量には０台となっていた「簡易トイレ（交付金)」が現地に 40 台存在した。 当該理由について確認したところ、防災備蓄物資保管数量は個表で入庫処理、出庫処理をすることで増減するが､個表において入庫 40 台の処理がされていなかったため、０台の記載となったとのことであった。 この点に関し、物資・物品の管理において、物資等の数量増減の発生とその台帳への反映の間に一定のタイムラグが生じることは、一般論としては一定の範囲内で許容されうることと言える。しかし、こと防災備蓄物資の管理においては、タイムラグが極力生じない様できる限り迅速に、かつ正確な数量の管理がなされる必要性が高いと言える。それは、災害がいつ発生するかわからない以上､正確な物品数量の管理がなされていなければ、いざ災害が発生した時に、計画に従って必要な物資を必要な場所へ迅速に届けることができず、災害対応が遅れる事態を招きかねないからである。 このような事態の発生を避けるためには、物資等の入出庫が発生した際には可及的速やかに個表への反映がなされることと、実地棚卸等により防災備蓄物資保管数量と実際の備蓄物の数量を照合することが肝要である。 よって、防災備蓄物資について入出庫があった際には、速やかな個表への入力を行い、併せて防災備蓄物資保管数量と実際数量の一致を確かめるべきである。	う、入出庫の際に速やかに個表へ入力する。
【意見】 **（ア）消費期限の迫った防災備蓄食品の処理については、合理的なルールの下で取り扱い、適宜の広報を行うことが望ましい（意見 20）** 近年、フードロス問題は社会的関心が高い問題である。消費期限の迫った防災備蓄食品についても、安易に廃棄すべきではなく、合理的なルールの下で取り扱われる必要がある。 この点、現在は、消費期限の半年前を目途に社協、市町村、消防機関等に声掛けし、無償で譲渡しているとのことであったが、譲渡に関する明確なルールは定められていないとのことであった。	**（防災危機管理課）** 他自治体の事例も参考にしながら､無償譲渡に関するルールを策定し､こうした取組みについて県のホームページ等で公表した。

引き続きフードロスが出ないようにするためには、声掛けする団体を増やしながら、無償譲渡に関する明確なルールを定めた上でより合理的な仕組みづくりを検討することが望ましい。 　また、国は、災害用備蓄食品ポータルサイトを開設し、フードバンク団体等への提供に取り組んでおり、東京都では、防災備蓄食品の有効利用についてホームページでその取り組みを公表している。島根県もホームページ等で防災備蓄食品の無償譲渡の取り組みについて公表し、広く県民の知るところとなることが望ましいと思われる。	
（イ）地域間で物資備蓄の偏りが出ないようにすることが望ましい（意見 21） 　備蓄物資の一覧表を確認した時点において、液体ミルク等の乳児用品については、松江には備蓄があるが浜田には備蓄がない状況であった。 　地域間で物資備蓄に偏りが生じないようにすることが望ましい。	**（防災危機管理課）** 　必要な物資が浜田で不足した場合、速やかに松江から運ぶ体制を整えている。 　また、浜田は保管スペースの関係上、制約が生じる場合があることから、一部の備蓄物資は松江で保管している。 　引き続き、災害時において速やかに備蓄物資を提供できるよう、適切な備蓄物資の管理に努める。
No.24　災害福祉広域支援ネットワーク体制整備事業 **【意見】** **（ア）適切な事業計画の立案と実施がなされることが望ましい（意見 22）** 　令和６年度災害福祉支援ネットワーク体制推進事業費補助金事業においては、当初の事業計画において、「しまね災害福祉広域支援ネットワーク会議の開催」として年２回程度、また、「災害派遣福祉専門職訓練研修の実施」を登録研修２回、継続研修１回、チームリーダー養成研修を１回開催すること、そして、「研修・訓練等」の実施予定回数は４回、参加予定者数は 160 名とされていた。 　しかし、「しまね災害福祉広域支援ネットワーク会議の開催」は年１回、「災害派遣福祉専門職訓練研修」は県内２か所で実施し、継続研修１回、チームリーダー養成研修を１回実施し、合計参加者数は 55 名であった。 　したがって、研修訓練等の実施回数に対する参加人数が、当初計画の約 34%にとどまっていることになり、当初計画が十分に達成されているものとは言い難い状況となっている。 　県としては、県社協と上記の問題点を共有した上で、今後は適切な事業計画の立案と実施がなさ	**（地域福祉課）** 　当該事業の実施主体である島根県社会福祉協議会と協議し、令和８年度以降の事業計画における参加予定者数を実態に合った数値とし、それに見合う事業費とする。

れることが望ましい。	
No.25　風水害震災時の医療体制整備 **【指摘事項】** **（ア）災害時体制整備事業について、起案用紙上の起案日付を実際の起案日とすべきである（指摘10）** 災害派遣医療チーム要員（DMAT 隊員及び医療救護班員）の傷害保険契約（確定精算）※につき起案した起案用紙上の起案日付が訂正となり、令和６年３月 31 日となっていた。この件につき、確認したところ実際の起案日は令和６年４月 19 日であったが、令和６年３月 31 日までの日付でないと令和５年度として処理されないために日付を訂正したとのことであった。 起案用紙上の起案日付を実際の起案日とすべきであるし、令和５年度として処理するならば令和６年３月 31 日までに起案すべきである。 ※県が要請した DMAT 及び医療救護班が派遣された際の負傷等に対応するため加入している国内旅行傷害保険の令和５年度保険料が令和５年度中予想派遣人員 15 名のところ実際の派遣人員が 60 名に確定したことにより予定保険料 78,330 円から確定保険料 355,536 円となり、差額 277,206 円を支払うこととなった。なお、保険会社からの確定保険料は３月 31 日に通知されている。	**（医療政策課）** 再発を防止するため、担当者の会計に係る知識の習熟を図るとともにチェック体制を強化した。
No.26　水防法関係業務 **【意見】** **１（ア）変更契約締結の際、送付した変更協議書の写しを記録に編綴することが望ましい（意見23。意見５と同旨）** 変更契約を締結する際には、①変更協議書により受注者と協議し、②協議成立の上は変更契約書により変更契約を締結する、という事務処理の流れとなっている。 この点、本事業における変更契約の記録には、受注者へ送付した①の変更協議書の写し（控え）が編綴されていなかった。受検者（河川課）から契約事務を担当している土木総務課建設産業対策室に確認したところ、変更協議書自体は受注者に送付しているが、送付の際に控えを取らない運用としているとのことであった。 変更協議書自体は、契約の締結過程を示すものであり、契約内容の解釈を巡るような法的紛争に	**（河川課）** 変更契約締結の際は、変更伺に変更協議書（案）も併せて伺い、決裁後はこの案文に施行日を記載する取扱いとしており、同内容の書類であることから記録としての協議書（写し）の添付は不要としている。

なった場合に書証としての価値を有するものである。控えを残さないこと自体が合規性違反とはいえないものの、かかる変更協議書の法的性質を考慮すると、控えを取った上で記録に編綴しておくことが望ましい。	
２（ア）変更契約締結の際、送付した変更協議書の写しを記録に編綴することが望ましい（意見24。意見５と同旨） 変更契約を締結する際には、①変更協議書により受注者と協議し、②協議成立の上は変更契約書により変更契約を締結する、という事務処理の流れとなっている。 この点、本事業における変更契約の記録には、受注者へ送付した①の変更協議書の写し（控え）が編綴されていなかった。受検者（河川課）から契約事務を担当している土木総務課建設産業対策室に確認したところ、変更協議書自体は受注者に送付しているが、送付の際に控えを取らない運用としているとのことであった。 変更協議書自体は、契約の締結過程を示すものであり、契約内容の解釈を巡るような法的紛争になった場合に書証としての価値を有するものである。控えを残さないこと自体が合規性違反とはいえないものの、かかる変更協議書の法的性質を考慮すると、控えを取った上で記録に編綴しておくことが望ましい。	**（河川課）** 変更契約締結の際は、変更伺に変更協議書（案）も併せて伺い、決裁後はこの案文に施行日を記載する取扱いとしており、同内容の書類であることから記録としての協議書（写し）の添付は不要としている。
３（ア）変更契約締結の際、送付した変更協議書の写しを記録に編綴することが望ましい（意見25。意見５と同旨） 変更契約を締結する際には、①変更協議書により受注者と協議し、②協議成立の上は変更契約書により変更契約を締結する、という事務処理の流れとなっている。 この点、本事業における変更契約の記録には、受注者へ送付した①の変更協議書の写し（控え）が編綴されていなかった。受検者（河川課）から契約事務を担当している土木総務課建設産業対策室に確認したところ、変更協議書自体は受注者に送付しているが、送付の際に控えを取らない運用としているとのことであった。 変更協議書自体は、契約の締結過程を示すものであり、契約内容の解釈を巡るような法的紛争になった場合に書証としての価値を有するものである。控えを残さないこと自体が合規性違反とはい	**（河川課）** 変更契約締結の際は、変更伺に変更協議書（案）も併せて伺い、決裁後はこの案文に施行日を記載する取扱いとしており、同内容の書類であることから記録としての協議書（写し）の添付は不要としている。

えないものの、かかる変更協議書の法的性質を考慮すると、控えを取った上で記録に編綴しておくことが望ましい。	
３（イ）変更契約書の締結は業務完了前に行うことが望ましい（意見 26） 本件に関する業務完了届は、令和７年３月 25 日に受託者から提出されているところ、第２回変更契約書の締結はその翌日である令和７年３月 26 日となっている。 変更契約の締結を業務完了後に行うことは、当事者双方にとって紛争になったときの挙証リスクを高めることになり、極力避けるべきである。しかも、本件では、元々３月 12 日時点で決裁起案が行われ、処理期限が３月 21 日に設定されていたのであるから、時間的な余裕はあったと思われる。 したがって、変更契約書の締結は業務完了前に行うことが望ましい。	**（河川課）** 今後は業務完了前に変更契約書の締結を行う。 なお、今回の事案は、契約相手方がＪＶ（共同企業体）のため、契約締結までに複数社の社内処理に時間を要した事由があるが、相手方にも速やかな事務処理を求めていく。
４（ア）変更契約締結の際、送付した変更協議書の写しを記録に編綴することが望ましい（意見 27。意見５と同旨） 変更契約を締結する際には、①変更協議書により受注者と協議し、②協議成立の上は変更契約書により変更契約を締結する、という事務処理の流れとなっている。 この点、本事業における変更契約の記録には、受注者へ送付した①の変更協議書の写し（控え）が編綴されていなかった。受検者（河川課）から契約事務を担当している土木総務課建設産業対策室に確認したところ、変更協議書自体は受注者に送付しているが、送付の際に控えを取らない運用としているとのことであった。 変更協議書自体は、契約の締結過程を示すものであり、契約内容の解釈を巡るような法的紛争になった場合に書証としての価値を有するものである。控えを残さないこと自体が合規性違反とはいえないものの、かかる変更協議書の法的性質を考慮すると、控えを取った上で記録に編綴しておくことが望ましい。	**（河川課）** 変更契約締結の際は、変更伺に変更協議書（案）も併せて伺い、決裁後はこの案文に施行日を記載する取扱いとしており、同内容の書類であることから記録としての協議書（写し）の添付は不要としている。
５（ア）変更契約締結の際、送付した変更協議書の写しを記録に編綴することが望ましい（意見 28。意見５と同旨） 変更契約を締結する際には、①変更協議書により受注者と協議し、②協議成立の上は変更契約書	**（河川課）** 変更契約締結の際は、変更伺に変更協議書（案）も併せて伺い、決裁後はこの案文に施行日を記載する取扱いとしており、同内容の書類であることから記録としての協議書（写

により変更契約を締結する、という事務処理の流れとなっている。 この点、本事業における変更契約の記録には、受注者へ送付した①の変更協議書の写し（控え）が編綴されていなかった。受検者（河川課）から契約事務を担当している土木総務課建設産業対策室に確認したところ、変更協議書自体は受注者に送付しているが、送付の際に控えを取らない運用としているとのことであった。 変更協議書自体は、契約の締結過程を示すものであり、契約内容の解釈を巡るような法的紛争になった場合に書証としての価値を有するものである。控えを残さないこと自体が合規性違反とはいえないものの、かかる変更協議書の法的性質を考慮すると、控えを取った上で記録に編綴しておくことが望ましい。	し）の添付は不要としている。
No.27　土砂災害警戒避難支援事業 **【意見】** **１（１）（ア）土砂災害啓発チラシのレイアウトを再考することが望ましい（意見 29）** 土砂災害啓発チラシには、QR コードが記載され、住民にとって必要な情報へのアクセスを容易にするレイアウトが採用されている。 しかし、記載されている各 QR コードのスペースが狭く、利用者が得たい情報の QR コードではない QR コードを読み込んでしまう事態が発生しやすい状態となっていた。 今後は、利用者が容易に必要な情報へアクセスすることができるように、レイアウトを再考することが望ましい。	**（砂防課）** 今後作成するチラシは、利用者が容易に必要な情報へアクセスすることができるようなレイアウトにする。
１（５）（ア）見積書の内訳において、物品の単価がわかる資料の提出を求めることが望ましい（意見 30） 本事業では、予定価格決定時の見積書（令和５年９月 25 日付け）が提出されているが、その内訳の中に「機器費」として「82,000,000」円が計上され、「備考」欄には、「ハード・ソフトウエア含む」との記載がある。 機器費であるから、市場価格が形成されている物品であると思われるので、機器費の計上額が適正かどうかを判断するために、物品の単価がわかる資料の提出を求めることが望ましい。 なお、契約者から納入機器一覧表が提出されているが、それぞれの機器の単価が記載されていな	**（砂防課）** 次期のシステム開発から予定価格決定時の見積書に、「機器費」の内訳、及び単価等の記載を可能な範囲で求める。 また、契約者から提出される納入機器一覧表においても、物品の内訳及び仕様の記載を求める。

いので、記載されたものの提出を求めることが望ましい。	
１（５）（イ）契約書と変更契約書の題名は、元契約の契約名の変更契約書とすることが望ましい（意見 31） 本事業においては、変更契約が行われているところ、変更契約書の題名は、「土木設計業務等委託変更契約書」となっている。 確かに、「等」と記載があることから、土木設計業務委託契約に限られるものではない。 しかし、元々の契約が業務委託契約であり、元契約との同一性が明確にわかるよう、「委託契約の変更契約書」等の題名の変更契約書を作成することが望ましい。	**（砂防課）** 変更契約書は建設工事事務管理システムより出力される様式であり、システム改修には費用が発生すること、ご意見のとおり「土木設計業務等委託変更契約書」の「等」で包含することが可能であることから今後も同様の取扱いとする。
１（５）（ウ）契約（変更契約を含む。）を締結するに当たっては、支払金額、支払内容、支払方法等について、予算との適合性を十分に検討した上で、契約内容を作成することが望ましい（意見 32） 本事業においては、令和７年３月 11 日付けで令和６年度の開発業務委託料の額を 15,048,000 円増額する変更契約について決裁が行われ、令和７年３月 11 日付で変更契約書を取り交わしているが、その契約書の内容は、開発業務委託料の増額及び各年度の委託料の内訳の変更である。変更された委託料の内訳については、令和５年度を０円、令和６年度に増額変更された委託料全額を支払うものである。 しかし、本事業の業務委託契約は、令和６年３月 27 日に締結され、同日に元契約の委託料について債務負担行為がなされ、同月 31 日に令和６年度へ繰越が行われ、翌４月１日には、令和６年度に支出負担行為の処理が行われている。 この点について、出納局から指示を受けて、変更契約書の委託料の内訳を「令和５年度　金 121,550,000 円（うち消費税および地方消費税の額 11,050,000 円）」、「令和６年度　金 15,048,000 円（うち消費税および地方消費税の額 1,368,000 円）」と加筆訂正されている。 このように、本事業の変更契約は、記載誤りがあったものの、出納局の指示を受けて、記載誤りが訂正されるに至っているが、出納局が「今後契約の作成に当たっては、十分検討され、適切な処理を行うようにしてください」との正当な提言をしている。	**（砂防課）** 契約（変更契約を含む）を締結する際には、支払金額、支払内容、支払方法等について、予算との適合性を十分に確認した上で、契約書を作成する。

以上を踏まえると、今後契約（変更契約を含む。）を締結するに当たっては、契約内容について、予算との適合性を十分に検討した上で、契約書を作成することが望ましい。	